

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年9月26日 07時00分ごろ
発生場所	京都府伊根町甲埼北西方沖 本庄港北防波堤灯台から真方位322° 900m付近 （概位 北緯35° 45.6′ 東経135° 14.9′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年10月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.14m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、友人1人を乗せ、出航後、船外機をアイドリング状態として漂流していたところ、船外機が突然停止した。</p> <p>操縦者は、再始動操作等を数回行ったが始動できなかったため、知人に携帯電話で救助を依頼した。</p> <p>本船は、来援した水難救済会の所属船により伊根町蒲入漁港へえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、操縦者及び海上保安官により原因調査が行われ、キャブレターが故障して始動できなかったことが確認された。</p> <p>操縦者は、本インシデントの約2年前に本船を中古で購入して以来、週に1回程度出航していたが、船外機の点検を定期的には行っていなかった。</p>
分析	本船は、船外機の点検が定期的に行われていない状況下、船外機をアイドリング状態として漂流中、キャブレターの故障により燃料が供給されなくなったことから、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が船外機の点検が定期的に行われていない状況下、船外機をアイドリング状態として漂流中、キャブレターの故障により燃料が供給されなくなったため、船外機が停止して始動でき

	なくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、船外機の点検を定期的実施することが望ましい。